

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、市長の権限に属する事務に関し、調査、審議、審査、連絡調整等（以下「調査、審議等」という。）を行うことにより、当該事務の適正かつ円滑な執行を図るため、本市関係職員をもつて構成する委員会、審議会、幹事会、会議及び本部（以下「委員会等」という。）の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置、所掌事務等）

第2条 本市に別表1に掲げる委員会等を置き、その所掌事務、組織、委員その他の構成員及び庶務を担当する部課は、同表のとおりとする。

（委員長、副委員長等）

第3条 委員会等の委員長等（別表1に規定する委員長、幹事長、議長及び本部長をいう。以下同じ。）は、その属する委員会等の会議の議長となり、当該委員会等の事務を掌理する。

第4条（略）

（招集）

第5条 委員会等は、当該委員会等の委員長等が必要に応じこれを招集する。

第6条～第8条（略）

（幹事会及び専門部会）

第9条 委員会等の付議事案について事前に調査、審議等を行うため、別表2に掲げる委員会等に幹事会を置き、その組織及び構成員は同表のとおりとする。

第10条（略）

別表1

委員会等	所掌事務	組織及び構成員	庶務を担当する部課等
札幌市公共施設マネジメント推進委員会	本市における公共施設マネジメントを推進するため、次に掲げる事項を行う。 （1）札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針の運用及び改定に関し必要な事項 （2）個別施設計画に基づく公共施設等の総量管理、延命化及び長寿命化に係る取組状況の共有 （3）個別施設計画の策定・改定に関し必要な事項 （4）大型投資事業の実施、調整等	委員長 財政局担当の副市長 委員 危機管理監、総務局長、デジタル戦略推進局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、経営管理室長、消防局長、財政局担当の副市長が指名する区長、教育長	財政部企画調査課

別表2

幹事会を設置する委員会等	幹事会の組織及び構成員
札幌市公共施設マネジメント推進委員会	幹事長 財政部長 幹事 行政改革・DX推進室長、政策企画部長、管財部長、建築部長、委員長が指名する部長に準ずる職員